

石川県教育費負担軽減奨学金（**新入生に対する一部給付の前倒し**）のお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

「新入生に対する一部給付の前倒し」とは、新入生のうち、希望する世帯に対して、給付年額の3か月分（4月～6月分）を一部前倒して給付する制度です。

申請期限：令和8年6月30日（火）必着

1. 支給要件

以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であること
（両親の場合は双方とも非課税であることが必要）
- ②令和8年4月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③対象となる生徒が、令和8年4月1日以降に私立高等学校等に新入生として在籍していること

2. 給付額

世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分	給付額（3か月分）		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 生活保護受給世帯	13,150円	13,150円	
イ 非課税世帯	38,000円	13,025円	13,025円

※「前倒し給付」を申請した場合、給付年額の3か月分（4月～6月分）を先に受給できます。残りの9か月分（7月～3月分）を受給するためには、7月頃にご案内する「通常申請」で、改めて手続きが必要となります。

※前倒し給付を希望しない場合は、今後「通常申請」でお手続きいただき、対象となった場合には給付年額を一括で支給します。（12月末頃に支給予定）

※前倒し給付を受給後、「通常申請」で残りの9か月分が不認定となった場合であっても、既に受給した前倒し分（3か月分）について返還する必要はありません。

3. 申請方法

世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。

世帯区分	必要書類					
	①申請書	②住民票 [生徒及び保護者等全員]	③債権者登録 申出書	④課税証明書 (保護者等全員)	⑤在学証明書	⑥生業扶助 (生活保護) 受給証明書
ア	○	○	○		○	○
イ	○	○	○	○	○	

○必要書類について（上記表の①～⑥）

- ①石川県教育費負担軽減奨学金申請書
- ②**生徒本人及び保護者等全員**の住民票（令和8年4月1日現在の居住地がわかるもの）
- ③債権者登録申出書
- ④**保護者等全員**の令和7年度の課税証明書等（令和6年中の所得）
- ⑤在学証明書
- ⑥生業扶助（生活保護）受給証明書（生活保護を受給している方のみ）

※生徒本人の国籍が日本国以外の場合、他に提出書類が必要となる場合があります。
詳しくは下記問合せ先までお問い合わせください。

○申請書・債権者登録申出書入手方法

石川県総務部総務課のホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/bunkyo/syougakukyuhu_maedaoshi.html

※ダウンロードする環境がない等、入手にお困りがありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

4. 提出先・申請期限

提出先 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部総務課 私学・県立大学支援グループ宛て

申請期限 令和8年6月30日(火)※必着

【問合せ・申請書提出先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL : 076-225-1233

MAIL : e110300b@pref.ishikawa.lg.jp